



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	3
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務衛生課)	3
○行政不服審査法による裁決の公示送達 (福祉指導課) (6・4 掲示)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4

告 示

高知県告示第374号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年6月15日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市山手町81番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーアクシス南国店
南国市大塚乙1009番地1
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) サニーアクシス
(変更後) サニーアクシス南国店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
高知市知寄町二丁目1番37号

(イ) 山本 恵美子
南国市大塚甲1424番地

(変更後)

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
高知市山手町81番地

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) 株式会社サニーマート 中村 雄一
高知市知寄町二丁目1番37号

(イ) 株式会社しまむら 藤原 秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号

(ウ) 三宮生花 三宮 敏博
吾川郡伊野町天神通り一丁目381

(エ) むらさきや 田中 眞由美
南国市大塚甲954番地4

(オ) 有限会社山下化粧品 山下 雅夫
南国市後免町二丁目6-9

(カ) ブティックロイヤル 一圓 秋江
安芸市土居730

(キ) 株式会社和合クリエイト 清水 隆志
徳島県徳島市山城西町四丁目12番地の1

(ク) 有限会社サニーカメラ 岡村 光雄
南国市後免町二丁目1-16

(ケ) 文具ながさわ 長沢 尚宏
南国市後免町二丁目38-11

(コ) 有限会社ほてい 北村 弘子
南国市後免町一丁目5-29

(サ) 有限会社片岡ブックス 片岡 幸治
南国市後免町二丁目5-2

(シ) 西川百貨店 西川 善之
香美郡物部村大塚1440番1

(ス) 株式会社サニーフーズ小僧寿し 中村 雄一
高知市北御座66番1

(セ) 有限会社西川百貨店 池田 再平
高知市北竹島町270番地の7

(ソ) 株式会社青柳 和田 均
高知市大津乙1741番地

(タ) フローリストルミ 萩 和浩
南国市岡豊町小籠415番地10

(チ) 株式会社かもめ 中村 信輔
高知市旭町三丁目57-1

(ツ) コットンタイム 和泉 存
南国市国分702

(テ) 株式会社四方 松木 剛毅
南国市大塚甲1039-4

(ト) コーヒーの森 森野 寿美江
高知市西秦泉寺429-1

(ナ) 株式会社アンデルセン 高木 誠一
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

(ニ) 株式会社コマドリ 宮内 久夫
高知市はりまや町一丁目5番8号

(変更後)

(ア) 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
高知市山手町81番地

(イ) 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(ウ) むらさきや 田中 眞由美
南国市大塚甲954番地4

(エ) 有限会社サニーカメラ 代表取締役 岡村 光雄
南国市後免町二丁目1-16

(オ) 有限会社ほてい 代表取締役 北村 栄二
南国市大塚甲1074番地15

(カ) 株式会社サニーフーズ 代表取締役 中村 彰宏
高知市北御座9番11号

(キ) 有限会社西川屋老舗 代表取締役 池田 聰博
高知市北竹島町270番地の7

(ク) 株式会社青柳 代表取締役 和田 泰三
高知市大津乙1741番地

(ケ) 有限会社フローリストルミ 代表取締役 萩 公輔
南国市岡豊町小籠415番地10

(コ) 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

(サ) コーヒーの森 森野 寿美江
高知市西秦泉寺429-1 徳屋マンション207

(シ) 竹村 美知恵
高知市中の島1-93-206

(ス) 大野 嘉裕
高知市仁井田1616番地

(セ) 株式会社花子 代表取締役 清水 亮介
徳島県徳島市問屋町134番地

(ソ) 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 茂年
東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号

(タ) 高知文具株式会社 代表取締役 中澤 考介

高知市南久保97番地
 (チ) 株式会社ウイル 代表取締役 中村 彰宏
 高知市中万々238番4号
 (ツ) 株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役
 内山 誠一
 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
 (タ) 株式会社OFFICE SOUSHIN 代表取締役
 真鍋 誠
 高知市北本町四丁目4番77号 五常No.1 1F東
 (チ) 株式会社ラトゥール 代表取締役 大杉 裕美
 高知市杉井流10-1 2F

(5) 変更年月日
 令和3年4月13日

(6) 変更理由
 大規模小売店舗の名称変更、設置者の住所変更及び減並び
 に小売業者の変更のため

2 届出年月日
 令和3年4月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
 名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第375号
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい
 う。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項
 において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す
 る。
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小
 売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
 慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事
 項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働
 部経営支援課に提出することができる。
 令和3年6月15日
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
 (2) 届出者の住所
 高知市山手町81番地
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サニーアクセス南国店

南国市大桶乙1009番地1
 (4) 変更しようとする事項
 ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 7,093平方メートル
 (変更後) 7,588平方メートル
 イ 駐車場の位置及び収容台数
 (変更前)

駐車場の位置	収容台数
駐車場1(敷地北側)	109台
駐車場2(敷地西側)	43台
駐車場3(建物1屋上)	334台
駐車場4(敷地南側)	25台
駐車場5(敷地南東側)	25台

(変更後)

駐車場の位置	収容台数
駐車場1(1)(敷地北側)	119台
駐車場1(2)(敷地西側)	33台
駐車場1(3)(建物1屋上)	325台
駐車場1(4)(敷地南側)	14台
駐車場2(敷地南東側)	25台
駐車場3(敷地東側)	20台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数
 (変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1(建物1南東側)	20台
駐輪場2(建物1東側)	8台

駐輪場3(建物1北東側)	16台
駐輪場4(建物1北西側)	13台
駐輪場5(建物1西側)	25台

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1(建物1南東側)	54台
駐輪場2(建物1東側)	16台
駐輪場3(建物1北東側)	16台
駐輪場4(建物1北西側)	13台
駐輪場5(建物1西側)	65台
駐輪場6(建物2南側)	10台

エ 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前)

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設(建物1及び2南側)	99平方メートル

(変更後)

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設1(建物1南側)	180平方メートル
荷さばき施設2(建物1西側)	72平方メートル
荷さばき施設3(建物2南西側)	43平方メートル

オ 廃棄物保管施設の位置及び容量
 (変更前)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設(建物1及び2南	85立方メートル

側)	
----	--

(変更後)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設1（建物1南側）	85立方メートル
廃棄物保管施設2（建物1南西側）	24立方メートル
廃棄物保管施設3（建物2南西側）	6立方メートル

カ 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

(変更前) サニーアクセス 午前9時から午前零時まで
コマドリ 午前9時から午後8時まで

(変更後) サニーアクセス南国店 午前9時から午前零時まで

ツルハ 午前9時から午前零時まで

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) サニーアクセス 午前9時から午前零時まで
コマドリ 午前9時から午後8時まで

(変更後) サニーアクセス南国店 午前8時30分から午前零時30分まで

ツルハ 午前8時30分から午前零時30分まで

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場の自動車の出入口の数	位置
3箇所	駐車場1（敷地北側） 駐車場2（敷地西側） 駐車場3（建物1屋上）
2箇所	駐車場4（敷地南側）
4箇所	駐車場5（敷地南東側）

(変更後)

駐車場の自動車の出入口の数	位置
2箇所	駐車場1(1)（敷地北

	側) 駐車場1(2)（敷地西側） 駐車場1(3)（建物1屋上）
2箇所	駐車場1(4)（敷地南側）
4箇所	駐車場2（敷地南東側）
3箇所	駐車場3（敷地東側）

(5) 変更年月日

令和3年12月14日

(6) 変更理由

店舗の増床及び既存施設の見直しによる効率的な店舗運営を図るため

2 届出年月日

令和3年4月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第376号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月15日

高知県知事 濱田 省司

香南市細川

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	香南市夜須町字細川	962番1
2	〃 〃 〃	963番1

3	〃 〃 〃	952番1
4	〃 〃 〃	951番
5	〃 〃 〃	355番
6	〃 〃 〃	355番

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を県道末清夜須線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第377号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月15日

高知県知事 濱田 省司

中土佐町川崎

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	中土佐町久礼字川崎	2982番1
2	〃 〃 字北板ヶ谷山	7519番1
3	〃 〃 字上川崎	7515番
4	〃 〃 字神母ノ本	2910番1

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線並びに標柱4と1を2級町道川崎線及び久礼川に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和3年6月15日

高知県知事 濱田 省司

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	令和3年8月25日(水)午後1時30分から午後3時まで	高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール	令和3年7月5日(月)から同月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までを除く。)の間に受け付ける(郵送による場合は、令和3年7月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。)	令和3年8月25日(水)午後3時30分から午後4時まで		

2 提出書類

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行の日から6月以内のものに限る。)。ただし、日本国籍を有しない者については、国籍が記載された住民票の写し(発行の日から6月以内のものに限る。)
- (3) 写真(出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。)
- 3 受験手数料
10,500円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)
- 4 願書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20(郵便番号780-8570)
高知県健康政策部薬務衛生課
- 5 その他
詳細については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9682)に問い合わせること。

なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

~~~~~

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、送達すべき次の裁決書の謄本は、高知県地域福祉部福祉指導課において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、令和3年6月19日をもって同条第2項の規定による送達があったものとみなされます。

令和3年6月4日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁決書の種類  
高知県知事に対して令和2年1月21日付けでされた審査請求に対する令和3年5月21日付けの裁決書
- 2 裁決書の交付を受ける者の住所及び氏名  
住所不明。ただし、審査請求書に記載の住所  
高知市六泉寺町87-2 桜木ビル401  
審査請求人 中内 万起子

## 公安委員会告示

## 高知県公安委員会告示第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和3年6月15日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級  
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
(1) 検定の実施日及び開始時間  
令和3年9月16日(木)午前9時  
(2) 検定の実施場所  
徳島県徳島市山城町東浜傍1番地1  
アスティとくしま
- 3 検定の実施予定人員  
10人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。 )又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。 )とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90

パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。 )並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

## (1) 検定の申請の受付期間

令和2年8月23日(月)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

## (2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)

ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日に記載したもの) 2枚

## (4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

## (5) 受検票の交付

- 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。
- (2) 持参品  
ア 受検票  
イ 筆記用具  
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
エ 雨着（雨天時に使用する。）  
オ マスク  
カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
- 9 その他  
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
- 10 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係